る管理人住宅以外の住宅にあつては 3 分の 2（最初の 5 年間は 4 分の 3）、管理人の居住する住宅にあつては 3 分の 1、その他の住宅にあつては 2 分の 1

三　中学校費　教職員数

密度補正に用いる密度は、次の算式によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B + C + D}{A \times 6{,}271{,}000}$$

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$42{,}700 \times b1 \times (1 + b2)$

算式の符号

［同左］

b2　スクールバス等の数に 144.99 を乗じて得た数を、符号 b1 の数値で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$1{,}053{,}000 \times c1 \times (c2 + c3)$

算式の符号

c1　当該年度の 5 月 1 日現在における当該都道府県立の併設型中学校、夜間中学及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令第 1 条に規定する学級編成の標準によつて算定した学級数

二　中学校費　教職員数

密度補正に用いる密度は、次の算式によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B + C + D}{A \times 6{,}675{,}000}$$

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$45{,}300 \times b1 \times (1 + b2)$

算式の符号

［略］

b2　スクールバス等の数に 140.33 を乗じて得た数を、符号 b1 の数値で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$1{,}099{,}000 \times c1 \times (c2 + c3)$

算式の符号

c1　当該年度の 5 月 1 日現在における当該都道府県立の併設型中学校、夜間中学及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条第 1 項、標準法改正法附則第 2 条第 1 項の規定により読み替えて適用する標準法改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員数の標準に関する法律第 3 条第 2 項並びに公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令第 1 条に規定する学級編成の標準によ